

令和7年度三重県ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業 における介護ソフト導入・乗換助成金支給要綱

第1条 目的

令和7年度三重県ケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業（以下「本事業」という）における介護ソフト導入・乗換助成金（以下「本助成金」という）は、本事業を通じたケアプランデータ連携システム（以下「システム」という）の導入を促進し、もって介護サービス事業所における生産性向上の取組を推進することを目的とする。

第2条 助成対象事業所

- (1) 本助成金の支給対象は、本事業のモデル地域である四日市市、松阪市、伊勢市、志摩市（以下「モデル地域」という）の地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所（以下「対象事業所」という）とする。
- (2) 本助成金の採択は、5事業所を上限とする。

第3条 助成内容・要件

(1) 助成対象取組

対象事業所の実施するシステム導入のために必要な以下いずれかに該当する取組（以下「助成対象取組」という）を助成対象とする。

- ① 介護ソフトの新規導入
- ② 介護ソフトの乗り換え
- ③ 介護ソフトの改修

なお、いずれの場合も、介護ソフト自体が未導入もしくは現在利用中の介護ソフトがシステム未対応であることが前提である点に留意。

(2) 助成対象費用

助成対象取組に必要な以下費用のうち、実施報告（第6条）までに支払の完了するもの。

- ・介護ソフトの導入、乗り換え、改修費用
- ・導入支援費（設定代行、データ移行等）を含む
- ・クラウド型介護ソフトの場合、助成対象費用に含まれる利用料は1年分を上限とする
- ・サーバー、パソコン等のハード備品の購入、買換は助成対象費用に含まない

(3) 助成金額上限

対象事業所あたり以下のうちいずれか低い金額を上限とする（消費税を含む）。

- a. 60万円
- b. 助成対象費用総額の80%

(4) 助成要件

- ① 以下の申請書類を提出し、TRAPEの審査を受けること。
 - (ア) 助成金申請書
 - (イ) 助成対象費用についてのベンダー見積書の写し

- ② 本事業実施中に、地域でのケアプランデータ連携システムを活用する仲間づくりの一環としてシステム未導入の対象事業所【10事業所】以上に対して、システム導入への声かけ（対面もしくはTELによる直接の声かけのみとし、メールやFAXは対象外とする）を実施し、その記録を様式に記録のうえ提出すること。
- ③ 助成対象取組の実施後に、以下の報告書類を提出し、TRAPEの審査を受けること。
 - (ア) 助成金報告書
 - (イ) 助成対象費用の支払いについてのベンダー請求書もしくは領収書の写し

第5条 申請・支給決定

1. 助成申請を行おうとする事業所は、助成要件①に定める書類を提出する。
2. 申請期間は令和7年11月17日から令和7年12月19日までとする。
3. TRAPEは、申請内容を審査の上、助成の可否および助成予定額を通知する。採択上限を超える事業所から応募のあった場合、本事業の目的に照らし申請内容をもとに選定を行う。

第6条 実施後報告・支給

1. 助成対象取組の実施後、対象事業所は助成要件②および③に定める書類を提出する。
2. 実施後報告の提出期限は、令和8年2月28日とする。
3. TRAPEは、報告書類等を審査のうえ、報告日の翌月末日までに、本助成金を振込にて支給する。

第7条 支給決定の取消・返還

TRAPEは、助成対象の事業所が助成条件の未充足や違反等に該当することが判明した場合、支給決定の全部または一部を取り消すことができる。取消決定時に既払額がある場合、対象事業所はTRAPEからの取消に関する通知を受領してから1か月以内に返還しなければならない。

第8条 各種助成金等との併給禁止

本助成金の申請内容としたシステム導入に関する取組について、厚生労働省、三重県、モデル地域の施行する他の助成制度等からも助成もしくは補助を受けている、ないしは受ける予定（申請を含む）である場合、本助成金の支給対象とはならない。

第9条 その他

本助成金は、本事業の受託者である株式会社TRAPEが制定し、運用する。ただし、必要な場合、TRAPEは本事業の委託元である三重県との協議のうえでこれを決定する。

施行 令和7年11月19日